

令和 8 年 5 月 2 7 日
みどり 3 3 推進担当部
公 園 緑 地 課

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

世田谷区立玉川野毛町公園拡張区域における、事業者による飲食店の設置・運営にあたり、公園施設の設置等に係る使用料を徴収するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

2 改正内容（別紙 新旧対照表参照）

条例第 5 条の 4 別表第 2 に、次のように加える。

（種別）	（単位）	（使用料）
<u>飲食店</u>	<u>1 平方メートル 1 月</u>	<u>1, 8 5 9 円</u>

備考 公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地又は飲食店に係る使用料の額は、月を単位として使用するときは 1 月の使用料に、日を単位として使用するときは 1 日の使用料に 50 を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。

3 施行予定日

令和 8 年 7 月 1 8 日

4 条例改正新旧対照表

別紙の通り

5 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 6 月 令和 8 年区議会第二回定例会（条例改正案）
7 月 1 8 日 施行

玉川野毛町公園の飲食店について

1 主 旨

区では、玉川野毛町公園拡張区域内に設置する拠点施設において、公園利用者に対し飲食物を提供し、利便性および滞在満足度の向上を図ることを目的として、飲食店の設置・運営を拡張区域の管理運営事業者に担わせることとしている。これにあたり、新たに飲食店の設置等に係る使用料を定める必要があるため、世田谷区立公園条例の一部を改正するものである。

2 場 所

世田谷区立玉川野毛町公園（世田谷区野毛 1－25－1）
拡張区域 拠点施設

3 その他 拡張区域の開園予定日 令和 8 年 7 月 1 8 日

[公園平面図]



[拠点施設平面図]



別紙 2

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号 改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和7年3月5日条例第67号 <u>令和8年6月●日条例第●号</u> 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等 (公園施設の設置等の許可申請書の記載事項) 第5条の2 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 イ 設置の目的 ロ 設置の期間 ハ 設置の場所 ニ 公園施設の種類及び数量 ホ 公園施設の構造及び規模 ヘ 公園施設の管理方法 ト 工事の実施計画 チ 工事の期間 リ 公園の復旧方法 ヌ イからリまでのほか、区長の指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 イ 管理の目的 ロ 管理の期間 ハ 管理する公園施設	○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号 改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和7年3月5日条例第67号 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等 (公園施設の設置等の許可申請書の記載事項) 第5条の2 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 イ 設置の目的 ロ 設置の期間 ハ 設置の場所 ニ 公園施設の種類及び数量 ホ 公園施設の構造及び規模 ヘ 公園施設の管理方法 ト 工事の実施計画 チ 工事の期間 リ 公園の復旧方法 ヌ イからリまでのほか、区長の指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 イ 管理の目的 ロ 管理の期間 ハ 管理する公園施設

改正後	改正前
ニ 管理の方法 ホ イからニまでのほか、区長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項 イ 変更する事項 ロ 変更する理由 ハ イ及びロのほか、区長の指示する事項 (設置等の条件)	ニ 管理の方法 ホ イからニまでのほか、区長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項 イ 変更する事項 ロ 変更する理由 ハ イ及びロのほか、区長の指示する事項 (設置等の条件)
第5条の3 区長は、公園施設の設置又は管理の許可に際し必要があると認めるときは、条件を付け、又は保証金を徴し、若しくは保証人をたてさせることができる。 (公園施設の設置等に係る使用料)	第5条の3 区長は、公園施設の設置又は管理の許可に際し必要があると認めるときは、条件を付け、又は保証金を徴し、若しくは保証人をたてさせることができる。 (公園施設の設置等に係る使用料)
第5条の4 法第5条第1項の規定により許可を受けた者からは、別表第2の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。 2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。 ～省略～	第5条の4 法第5条第1項の規定により許可を受けた者からは、別表第2の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。 2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。 ～省略～
附 則 (令和6年12月9日条例第59号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (令和7年3月5日条例第67号)	附 則 (令和6年12月9日条例第59号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (令和7年3月5日条例第67号)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。 2 別表第1の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。 2 別表第1の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

改正後	改正前																												
3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占有に係る使用料及び占有料について適用し、同日前の使用及び占有に係る使用料及び占有料については、なお従前の例による。 4 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和8年6月●日条例第●号）</u> <u>1 この条例は、令和8年7月18日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第2に規定する飲食店の設置又は管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。</u> ～省略～ 別表第2（第5条の4関係） 公園施設の設置等に係る使用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">土地</td><td>1平方メートル 1月</td><td>1,859円</td></tr><tr><td>1平方メートル 1日</td><td>66円</td></tr><tr><td><u>飲食店</u></td><td><u>1平方メートル 1月</u></td><td><u>1,859円</u></td></tr><tr><td>売店</td><td>1箇所 1月</td><td>82,800円</td></tr></table> 備考 公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地又は<u>飲食店</u>に係る使用料の額は、月を単位として使用するときには1月の使用料に、日を単位として使用するときには1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。	種別	単位	使用料	土地	1平方メートル 1月	1,859円	1平方メートル 1日	66円	<u>飲食店</u>	<u>1平方メートル 1月</u>	<u>1,859円</u>	売店	1箇所 1月	82,800円	3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占有に係る使用料及び占有料について適用し、同日前の使用及び占有に係る使用料及び占有料については、なお従前の例による。 4 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 ～省略～ 別表第2（第5条の4関係） 公園施設の設置等に係る使用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">土地</td><td>1平方メートル 1月</td><td>1,859円</td></tr><tr><td>1平方メートル 1日</td><td>66円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>売店</td><td>1箇所 1月</td><td>82,800円</td></tr></table> 備考 公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地に係る使用料の額は、月を単位として使用するときには1月の使用料に、日を単位として使用するときには1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。	種別	単位	使用料	土地	1平方メートル 1月	1,859円	1平方メートル 1日	66円				売店	1箇所 1月	82,800円
種別	単位	使用料																											
土地	1平方メートル 1月	1,859円																											
	1平方メートル 1日	66円																											
<u>飲食店</u>	<u>1平方メートル 1月</u>	<u>1,859円</u>																											
売店	1箇所 1月	82,800円																											
種別	単位	使用料																											
土地	1平方メートル 1月	1,859円																											
	1平方メートル 1日	66円																											
売店	1箇所 1月	82,800円																											